

《 河川の護岸に隣接して建築物を建てる場合のお願い 》

江東区には多くの河川があり、右下図のように護岸（河川区域）が民有地に隣接している土地が多くあります。護岸（河川区域）に隣接して建築物を計画する場合、下記手続き及び注意事項にご留意ください。

1. <固定構造物等の建築制限>

河川区域内に固定構造物を建築することは、原則として出来ません。（官民境界が河川区域内にある場合も同様です。）

【河川法第 26 条、又は江東区普通河川管理条例第 8 条】

2. <計画及び工事についての許可申請と承認>

① 官民境界（本来の土地境界：確認先は、※ア）が河川区域内にあって、建築物のバルコニー等のオーバーハング部を河川区域内に張り出して計画する場合は、別途河川管理者（※イ）へ計画・設計協議を行い、設置に同意する旨の回答（通知）を得た上で、江東区土木部河川公園課工務係で設置をもとめる許可申請を行い、許可を受けることが必要です。

【河川法第 26 条、又は江東区普通河川管理条例第 9 条】

② 申請者が、河川管理施設の工事を行う場合も、①と同じような形で、河川管理者への協議後、工務係で自費工事承認申請を行い、承認を受ける必要があります。

【河川法第 20 条、又は江東区普通河川管理条例第 7 条】

* ただし、①②が隅田川・荒川に隣接している場合は申請先・協議先が異なります。（裏面 注-2）

※ア 官民境界確認の窓口

1・2級河川	東京都建設局第五建設事務所 （道路台帳係） 葛飾区東新小岩 1-14-11	03 - 3692 - 4353
普通河川	江東区土木部管理課境界確定係	03 - 3647 - 9641

※イ 協議先となる河川管理者の窓口

1・2級河川	東京都河川部指導調整課占用係 （都庁第 2 本庁舎 6F）	03 - 5320 - 5409
普通河川	江東区土木部河川公園課工務係	03 - 3647 - 2538

仙台堀川（一部）、福富川、福富川枝川、中の堀川

3. <復旧>

工事により護岸に影響を与えた場合は、施工者の責任で復旧してください。

4. <護岸断面図の確認>

護岸（河川構造物）の構造は、窓口でお渡しする護岸断面図を参考にしてください。

5. <護岸調査>

工法や規模によっては、護岸の保護方法の明示や、護岸の変状調査をお願いすることがあります。

6. <空間の確保>

護岸の点検と維持補修のため、護岸と建築物との間に、人が作業できる程度の空間確保をお願い致します。

【その他の注意事項】

注 - 1 : 都市計画運河及び都市計画高潮防御施設に指定されている区域では、別途都市計画法第 53 条による許可申請が必要となる場合があります。

江東区建築課建築係（庁舎 5 階窓口 5-27）で確認してください。

注 - 2 : 隅田川・荒川・旧中川には、河川保全区域がありますので、下記の各河川管理者にお問合せください。

隅田川	東京都建設局第五建設事務所 (河川管理担当係)	03 - 3692 - 4356
荒川	国交省 荒川下流河川事務所	03 - 3681 - 6131
旧中川	江東区 河川公園課工務係	03 - 3647 - 2538

【官民境界を護岸（河川管理施設）が越境している例】

